

店頭外国為替取引説明書（添付付属書類を含む。）新旧対照表

旧（変更前）	新（変更後）
<p><i>（表紙）</i></p> <p>店頭外国為替取引説明書 平成 26 年 6 月 第 51 版</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-051</p>	<p><i>（表紙）</i></p> <p>店頭外国為替取引説明書 平成 26 年 7 月 第 52 版</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-052</p>

店頭外国為替取引説明書 本体

旧（変更前）	新（変更後）
<p><b>取 引 説 明 書</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p><i>（省略）</i></p> <p>P49</p> <p><b>取引開始基準</b></p> <hr/> <p><b>【バイトレ】</b> の取引口座を開設いただくにあたり、原則として下記の要件をみたしていただくことが必要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国内に居住している方（居住者の方） <span style="background-color: yellow;">※但し、在留邦人の方は除きます</span></li> <li>2. 満 20 歳以上の方で、満 75 歳未満の方</li> <li>3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、並びに生活保護法被適用者でない方</li> <li>4. デリバティブ取引に関する十分な知識があり、日本語が理解できる方</li> <li>5. パソコンの操作が正確にできる方</li> </ol>	<p><b>取 引 説 明 書</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p><i>（省略）</i></p> <p>P49</p> <p><b>取引開始基準</b></p> <hr/> <p><b>【バイトレ】</b> の取引口座を開設いただくにあたり、原則として下記の要件をみたしていただくことが必要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国内に居住している方（居住者の方）</li> <li>2. 満 20 歳以上の方で、満 75 歳未満の方</li> <li>3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、並びに生活保護法被適用者でない方</li> <li>4. デリバティブ取引に関する十分な知識があり、日本語が理解できる方</li> <li>5. パソコンの操作が正確にできる方</li> </ol>

6. インターネットを利用できる環境を整えている方
  7. ご本人の E-mail アドレスを保有している方
  8. 当社に重複した携帯電話での申し込みのない方
  9. 全国銀行協会加盟の金融機関に預金口座を保有している方
  10. 口座開設申込書の個人情報について正確にご登録いただける方
  11. 取引約款・各種書面の電子交付にご同意いただける方
  12. 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則」第 4 条に該当していない方
  13. 反社会的勢力に関与していない方
  14. 米国籍保有者、米国在住者ではない方
  15. デリバティブ取引（金融先物取引全般のほか、金融先物取引以外の金融商品のデリバティブ取引、商品先物取引など商品デリバティブ取引、信用取引（株式）を含む。）に関する投資経験年数が合わせて 1 年以上であること。
  16. 顧客が、当社が実施する知識確認テストにおいて当社が定める水準以上の正答率を確保し、オプション取引に関する基礎的な知識を有することが確認できること。
  17. 年収・金融資産・換金可能資産に基づき当社の基準で定める投資可能額が 300 万円以上であること。
  18. 投資目的が以下を目的とする取引であること
- ①短期的利益の追求、②分散した資産運用を目的とした投資、③ヘッジ取引
- ※ヘッジ取引を目的とした場合、ヘッジの対象資産の種別、当該資産の額を申告すること

## 付属添付書類

### インターネット取引規則

（省略）

P2

#### 第 11 条 （アドバイスの非提供）

当社はおお客様の売買注文の執行のみを業務とし、特定のデリバティブ取引のメリット、税効果、何らか

6. インターネットを利用できる環境を整えている方
  7. ご本人の E-mail アドレスを保有している方
  8. 当社に重複した携帯電話での申し込みのない方
  9. 全国銀行協会加盟の金融機関に**ご本人の**預金口座を保有している方
  10. 口座開設申込書の個人情報について正確にご登録いただける方
  11. 取引約款・各種書面の電子交付にご同意いただける方
  12. 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則」第 4 条に該当していない方
  13. 反社会的勢力に関与していない方
  - （削除）**
  14. デリバティブ取引（金融先物取引全般のほか、金融先物取引以外の金融商品のデリバティブ取引、商品先物取引など商品デリバティブ取引、信用取引（株式）を含む。）に関する投資経験年数が合わせて 1 年以上であること。
  15. 顧客が、当社が実施する知識確認テストにおいて当社が定める水準以上の正答率を確保し、オプション取引に関する基礎的な知識を有することが確認できること。
  16. 年収・金融資産・換金可能資産に基づき当社の基準で定める投資可能額が 300 万円以上であること。
  17. 投資目的が以下を目的とする取引であること
- ①短期的利益の追求、②分散した資産運用を目的とした投資、③ヘッジ取引
- ※ヘッジ取引を目的とした場合、ヘッジの対象資産の種別、当該資産の額を申告すること

## 付属添付書類

### インターネット取引規則

（省略）

P2

#### 第 11 条 （アドバイスの非提供）

の口座の構成比などに関するアドバイスを提供いたしません。さらに、当社はチャートやニュース及び市場観測などのかたちで取引情報を提供しますが、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、そのようなニュースや観測の正確性もしくは信頼性については一切責任を負いません。

2.当社にデリバティブ取引の利用を申し出るにあたり、お客様は専ら自らの責任において、独自にデリバティブ取引の利点とリスクを評価審査するものであることを表明します。お客様はデリバティブ取引の利点とリスクを自ら評価するのに十分な知識と経験を有するものであることを表明します。当社はお客様に取引約款及び本規則に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、お客様との関係においてなんら受託者としての義務を負いません。

3.当社とインディ・バ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号。以下「インディ・バ」という。）が締結する「情報の提供に関する業務委託契約」（以下「情報提供委託契約」という。）に基づき、当社に取引口座を保有し、かつ「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ利用規約」に同意したお客様は、インディ・バが提供する情報サイト「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではなく、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

4.「情報提供委託契約」に基づき、当社に取引口座を保有し、かつ「FXTF MT4 エキスパートラウンジ利用規約」に同意したお客様は、インディ・バが提供する情報サイト「FXTF MT4 エキスパートラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではなく、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

（省略）

当社はお客様の売買注文の執行のみを業務とし、特定のデリバティブ取引のメリット、税効果、何らかの口座の構成比などに関するアドバイスを提供いたしません。さらに、当社はチャートやニュース及び市場観測などのかたちで取引情報を提供しますが、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、そのようなニュースや観測の正確性もしくは信頼性については一切責任を負いません。

2.当社にデリバティブ取引の利用を申し出るにあたり、お客様は専ら自らの責任において、独自にデリバティブ取引の利点とリスクを評価審査するものであることを表明します。お客様はデリバティブ取引の利点とリスクを自ら評価するのに十分な知識と経験を有するものであることを表明します。当社はお客様に取引約款及び本規則に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、お客様との関係においてなんら受託者としての義務を負いません。

3.当社に取引口座を保有し、かつ「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ利用規約」に同意したお客様は、当社が提供する情報サイト「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではなく、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

4.当社とインディ・バ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号。以下「インディ・バ」という。）が締結する「情報の提供に関する業務委託契約」（以下「情報提供委託契約」という。）に基づき、当社に取引口座を保有し、かつ「FXTF MT4 エキスパートラウンジ利用規約」に同意したお客様は、インディ・バが提供する情報サイト「FXTF MT4 エキスパートラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではなく、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

（省略）

P4

附則

本取引規則は、平成 22 年 9 月 6 日付で制定され、有効となる。

本取引規則は、平成 23 年 6 月 6 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 23 年 8 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 24 年 5 月 10 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 11 月 11 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 12 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 1 月 1 日改定され、有効となる。

(新設)

FXTF ミラートレーダー利用規約

(省略)

P1

**第 7 条 (免責事項)** 次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、当社及び「システム提供者」は免責されるものとします。

- a. 通信回線及びシステム機器等の瑕疵、又は障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下、又は通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた損害。
- b. お客様の誤発注により生じる損害。なお、誤発注にはシステムの選択を誤ったことにより発注されたものも含みます。
- c. 正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、又は執行遅延、当社及び「システム提供者」のシステムメンテナンスにより、【FXTF ミラートレーダー】が利用できないことによって生じる損害。
- d. 【FXTF ミラートレーダー】の利用に際し、お客様に直接的又は間接的な損害（ハードウェアの破損等、本ソフトウェア以外のソフトウェアの破損等を含む。）が発生した場合であって、当社に故意又は重大な過失がない場合。

P4

附則

本取引規則は、平成 22 年 9 月 6 日付で制定され、有効となる。

本取引規則は、平成 23 年 6 月 6 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 23 年 8 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 24 年 5 月 10 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 11 月 11 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 12 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 1 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 7 月 1 日改定され、有効となる。

FXTF ミラートレーダー利用規約

(省略)

P1

**第 7 条 (免責事項)** 次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、当社及び「システム提供者」は免責されるものとします。

- a. 通信回線及びシステム機器、**ハードウェアやソフトウェア**等の瑕疵、又は障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下、又は通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた損害。
- b. お客様の誤発注により生じる損害。なお、誤発注にはシステムの選択を誤ったことにより発注されたものも含みます。
- c. 正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、又は執行遅延、当社及び「システム提供者」のシステムメンテナンスにより、【FXTF ミラートレーダー】が利用できないことによって生じる損害。
- d. 【FXTF ミラートレーダー】の利用に際し、お客様に直接的又は間接的な損害（ハードウェアの破損等、本ソフトウェア以外のソフトウェアの破損等を含む。）が発生した場合であって、当社に故意又は重大な過失がない場合。

- e. 【FXTF ミラートレーダー】の利用による取引注文後、当該取引注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害。
- f. 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、【FXTF ミラートレーダー】の利用が遅延し、又は不能となった場合。
- g. お客様が届出事項を変更したにもかかわらず、当社へ変更の届出をしなかったことにより損害が生じた場合。
- h. 【FXTF ミラートレーダー】で提供する情報（株式会社インディ・バが「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ利用規約」に合意した会員に対して提供する情報等を含む。）につき、誤謬、欠陥、遅延があった場合。
- i. 取引約款その他諸規程に免責事項として定める損害。

#### 附則

本利用規約は、平成 22 年 8 月 26 日付で制定され、有効となる。

本利用規約は、平成 25 年 11 月 11 日付で改訂され、有効となる。

本利用規約は、平成 26 年 1 月 1 日付で改訂され、有効となる。

なお、オートFX利用規約は、平成 26 年 1 月 1 日付の改訂で FXTF ミラートレーダー利用規約に名称を変更する。

(新設)

#### 取引口座開設の申込み受付基準

弊社では、下記の14のすべての基準を充足されるお客様について、お取引口座開設申込みをお受けしておりますが、お客様ご自身で内容をご確認いただき、すべての受付基準を充足している場合は、チェックボックスに ✓ を入れて下さい。

- e. 【FXTF ミラートレーダー】の利用による取引注文後、当該取引注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害。
- f. 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、【FXTF ミラートレーダー】の利用が遅延し、又は不能となった場合。
- g. お客様が届出事項を変更したにもかかわらず、当社へ変更の届出をしなかったことにより損害が生じた場合。
- h. 【FXTF ミラートレーダー】で提供する情報（当社が「FXTF ミラートレーダープレミアムラウンジ利用規約」に合意した会員に対して提供する情報等を含む。）につき、誤謬、欠陥、遅延があった場合。
- i. 取引約款その他諸規程に免責事項として定める損害。

#### 附則

本利用規約は、平成 22 年 8 月 26 日付で制定され、有効となる。

本利用規約は、平成 25 年 11 月 11 日付で改訂され、有効となる。

本利用規約は、平成 26 年 1 月 1 日付で改訂され、有効となる。

なお、オートFX利用規約は、平成 26 年 1 月 1 日付の改訂で FXTF ミラートレーダー利用規約に名称を変更する。

本利用規約は、平成 26 年 7 月 1 日付で改訂され、有効となる。

#### 取引口座開設の申込み受付基準

弊社では、下記の13のすべての基準を充足されるお客様について、お取引口座開設申込みをお受けしておりますが、お客様ご自身で内容をご確認いただき、すべての受付基準を充足している場合は、チェックボックスに ✓ を入れて下さい。

記

1. 日本国内に居住している方（居住者の方）

※但し、在留邦人の方は除きます

2. 満20歳以上の方で、満75歳未満の方

3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、並びに生活保護法被適用者でない方

4. 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があり、日本語が理解できる方

5. パソコンの操作が正確にできる方

6. インターネットを利用できる環境を整えている方

7. ご本人のE-mail アドレスを保有している方

8. 当社に重複した携帯電話での申し込みのない方

9. 全国銀行協会加盟の金融機関に預金口座を保有している方

10. 口座開設申込書の個人情報について正確にご登録いただける方

11. 取引約款・各種書面の電子交付にご同意いただける方

12. 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則」第4条に該当していない方

13. 反社会的勢力に関与していない方

14. 米国籍保有者、米国在住者ではない方

## 投資助言サービス利用規約

（省略）

P1

（新規）

記

1. 日本国内に居住している方（居住者の方）

（削除）

2. 満20歳以上の方で、満75歳未満の方

3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、並びに生活保護法被適用者でない方

4. 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があり、日本語が理解できる方

5. パソコンの操作が正確にできる方

6. インターネットを利用できる環境を整えている方

7. ご本人のE-mail アドレスを保有している方

8. 当社に重複した携帯電話での申し込みのない方

9. 全国銀行協会加盟の金融機関にご本人の預金口座を保有している方

10. 口座開設申込書の個人情報について正確にご登録いただける方

11. 取引約款・各種書面の電子交付にご同意いただける方

12. 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則」第4条に該当していない方

13. 反社会的勢力に関与していない方

（削除）

## 投資助言サービス利用規約

（省略）

P1

第7条（反社会的勢力等の排除）

お客様は、当社に対し、お客様が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明

し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- 2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- 5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- 1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- 2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- 3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、お客様は、当社に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、お客様は、解除による損害について、当社に対し何らの請求もすることができない。

第7条（本利用規約の変更）

第8条（契約外事項の協議）

第9条（本利用規約の解釈）

附則

平成25年11月1日 制定

平成26年1月1日 改正

(新規)

第8条（本利用規約の変更）

第9条（契約外事項の協議）

第10条（本利用規約の解釈）

附則

平成25年11月1日 制定

平成26年1月1日 改正

平成26年7月1日 改正